

平成30年度 第2回 芦屋市生活困窮者自立支援推進協議会 会議録

日 時	平成31年2月20日(水) 午後1時30分から午後3時40分
会 場	芦屋市役所東館3階 大会議室
出席者	<p>会 長 平野 隆之</p> <p>委 員 北村 孝一, 宮崎 睦雄, 川部 博子, 倉内 弘子, 藤川 喜正, 脇 朋美, 園田 伊都子, 杉江 東彦, 三芳 学</p> <p>欠席委員 長城 紀道, 針山 大輔, 安達 昌宏</p> <p>委員以外 芦屋市社会福祉協議会 三谷 百香, 天羽 加織, 竹林 愛実 三田谷治療教育院 和泉 陽子 山の子会 小林 浩之, 若林 伸和, 楠 正暢</p> <p>事 務 局 福祉部地域福祉課 吉川 里香, 鳥越 雅也, 山川 尚佳, 岡本 ちさと, 片岡 睦美, 横道 紗知</p> <p>関 係 課 福祉部生活援護課 宮本 雅代</p>
会議の公表	<p><input type="checkbox"/> 公 開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 部分公開</p> <p><非公開・部分公開とした場合の理由></p> <p>配慮を要する内容を含むため議題(1)①ウのみ非公開とする。</p>
傍聴者数	1人

1 議題

(1) 報告

① 各事業の取組状況について

- ア 自立相談支援事業
- イ 就労準備支援事業
- ウ 地域まなびの場支援事業

② 生活困窮者自立支援制度にかかる窓口対応・相談支援ガイドラインの改訂について

(2) 協議

(3) その他

2 資料

事前資料

事前資料1 平成30年度自立相談支援事業実績報告

- 事前資料 2 平成 30 年度における自立相談支援事業の取組
- 事前資料 3 平成 30 年度就労準備支援事業実績報告
- 事前資料 4 平成 30 年度における就労準備支援事業の取組
- 事前資料 5 平成 30 年度地域まなびの場支援事業実績報告
- 事前資料 6 平成 30 年度における地域まなびの場支援事業の取組

当日資料

次第

- 当日資料 1 芦屋市生活困窮者自立支援推進協議会設置要綱
- 当日資料 2 芦屋市生活困窮者自立支援推進協議会委員名簿
- 当日資料 3 生活困窮者自立支援制度にかかる窓口対応・相談支援ガイドライン
(H31.1.28 時点 案)
- 当日資料 4 生活困窮者自立支援制度にかかる窓口対応・相談支援ガイドライン
改訂にかかる意見交換会グループワークまとめ
- 当日資料 5 芦屋市地域発信型ネットワーク図
- 当日資料 6 平成 30 年度地域発信型ネットワークに属する附属機関等における協
議内容及び課題等ヒアリングシート
- 当日資料 7 地域発信型ネットワークに属する附属機関等が把握している課題
- 当日資料 8 平成 29 年度大津市生活困窮者自立支援事業 報告書 (一部抜粋)
- 当日資料 9 平成 29 年度大津市生活困窮者自立支援事業 報告書 P.27 の就労準備
支援事業事例抜粋

3 審議経過

(平野会長)

本日は、当日資料 6 として、地域発信型ネットワークに属する附属機関等の協議内容や課題をまとめた資料を用意しております。附属機関等が機能している自治体では、課題解決や新しい資源を創出する機能が非常に高いと言われ、本協議会においてもそのような機能をしっかり担っていきたいと考えておりますので、後程、議論したいと思います。

また、平成 29 年度における大津市生活困窮者自立支援制度報告書から一部を抜粋したものを用意しております。大津市は、中核市であり、芦屋市とは規模が異なりますが、分析の方法や視点など参考になる点も多く、後程説明いたします。

それでは、はじめに事務局より報告をお願いします。

(社会福祉協議会 三谷)

平成 30 年度自立相談支援事業実績報告 (事前資料 1)、平成 30 年度における自立相談支援事業の取組 (事前資料 2) について報告

(平野会長)

事前資料1の10ページ「3成果と課題」 「④総合相談窓口でのスクリーニングの見直し」について、総合相談窓口での初回スクリーニング時に、自立相談支援事業が「他機関つなぎ」となる点について説明をお願いします。

(社会福祉協議会 三谷)

前回ご指摘いただいた、全ての自立相談支援事業の相談の入り口を総合相談窓口としていたことによる、分析の困難を改善するため、今年度より、はじめから自立相談支援事業の利用を希望して相談に来た場合は、総合相談窓口の数に含めず、直接、自立相談支援事業でカウントし、漠然とした困りごとで総合相談窓口に来られ、相談の結果、自立相談支援事業を含めた他の相談支援機関につないだ場合を「他機関つなぎ」としたものです。

(平野会長)

昨年度まで、総合相談窓口の件数の中にあつた自立相談支援事業の相談件数を総合相談窓口の中から「他機関つなぎ」として扱うことで、自立相談支援事業の相談件数のみを分析できるようにしたという理解でよろしいでしょうか。

昨年度の52件という相談件数と今年度の72件は比較できる数字ということですね。

(社会福祉協議会 三谷)

はい。

(平野会長)

課題に対して、改善の成果をどのようにまとめるのかという点を意識して取り組む必要があります。天津市では、当日資料8の19ページにあるとおり、家計問題が非常に重要な課題ですが、家計改善支援事業は行っておらず、自立相談支援事業が家計支援をプロジェクトの形で行い、具体的な分納額による成果をまとめています。芦屋市でも経済的な虐待の課題を抱えている8050や家計相談について課題であると報告がありましたが、現在はどのような状況でしょうか。

(社会福祉協議会 三谷)

現在は、市の債権管理課や保険課の窓口へ同行し、誓約金額を踏まえた収支表の作成を行っています。

(平野会長)

債権管理課や保険課と自立相談支援員の関係はどのような状況ですか。

(社会福祉協議会 三谷)

本人に同意をいただいた上で、窓口同行前に事前の相談を行っています。

(平野会長)

現在、支援を行っているケース数は、事前資料1の7ページのとおり、95件あり、家計を課題としているケースは50件あるという理解でよろしいでしょうか。この50件のうち、滞納の改善が見込まれるケースは何件ありますか。

(社会福祉協議会 三谷)

滞納の改善の見込みがあるケースは10件程であり、その他は自己破産や生活福祉資金の償還等の支援を行っています。

(平野会長)

自立相談支援事業で家計支援を行うことは、限界があり、行政に新規事業として、家計改善支援事業の必要性を訴えるために、家計相談を行うことで解消された税や保険料の滞納額を示すことが効果的です。大津市では、解消された滞納額に着目し、資料をまとめたことで内部の反響が非常に大きかったそうです。芦屋市でも家計支援の成果としての額や、つながっている支援内容の示し方について検討していただけたらと思います。

現在は、自立相談支援事業の中で家計支援を行っている状況は業務的にはいかがですか。

(社会福祉協議会 三谷)

相談支援員が対象者の収支管理を行うことが当たり前になってしまっており、対象者自身に収支管理を行えるような支援ができていないのが現状です。家計改善支援事業であれば、長期的に見据えた支援ができると思うのですが、自立相談支援事業の家計支援では、そこまで支援ができておりません。

(平野会長)

自立相談支援事業を担っている社会福祉協議会から、家計改善支援事業の必要性を意欲的に示す必要があると思います。委員の方はこの点についていかがでしょうか。

(三芳委員)

家計支援で効果を出すためには、長期的で丁寧な支援が必要ですが、対象者の状況として、すぐに成果がでないのであれば、中断となってしまうケースが多くあります。

先ほど、家計を課題とするケースが50件とありましたが、継続的な支援ができているケースは2割から3割程度だと思います。家計改善支援事業を実施している市では、対象

者へ丁寧に収支のシミュレーションを行い、各関係機関とも連携を取りながら実施しているという話を聞きます。このような支援ができれば、50件のうち、より多くのケースに継続した支援ができるのではないかと思います。

(平野会長)

滞納に関する所管課との連携というのはどういう状況ですか。

(社会福祉協議会 三谷)

債権管理課と保険課とは昨年度につなぎ方やフローの検討を行い、今年度は具体的な事例がある時に、その都度関係課と直接やりとりをしています。

(平野会長)

実際につながった件数は債権管理課が2件、保険課が3件ですね。保険課では、生活困窮を背景とした滞納者が多くいるのではないかと感じるのですが、窓口での状況はいかがでしょうか。

(事務局 山川)

債権管理課や保険課の窓口から、自立相談支援機関につなぎたい対象者は、実際には多くいるのですが、対象者の福祉部門に対する拒否感や、自立相談支援事業の窓口がある保健福祉センターの立地が離れていることが課題となり、つながりにくいという状況があります。

(平野会長)

債権管理課や保険課の職員は、それぞれの窓口に来る相談者を自立相談支援事業につないだ方がよいというアセスメントが実施できているという理解でよいのでしょうか。

(事務局 吉川)

職員の中には対象者の相談内容から、自立相談支援事業ではなく権利擁護支援センターや法テラスにつなぐケースもあり、本人の主訴や状況に応じて案内をされています。

(平野会長)

アセスメントの方法やつなぎ方など、合同で研修を行ったり、意見を交換する場などを設ける予定はありますか。

(事務局 吉川)

生活困窮者自立支援制度にかかる窓口対応・相談支援ガイドライン改訂にかかる意見交

換会の中で前向きな意見を多数いただきましたので、検討したいと思います。

(平野会長)

生活困窮者自立支援制度にかかる窓口対応・相談支援ガイドライン改訂について説明をお願いします。

(事務局 吉川)

生活困窮者自立支援制度にかかる窓口対応・相談支援ガイドライン改訂にかかる意見交換会グループワークまとめ（当日資料4）について報告

(平野会長)

今後、家計改善支援事業を実施するためには、家計支援のノウハウの蓄積や相談体制、委託先の検討など実施前の準備は非常に重要ですので、早い段階から検討していただければと思います。

(事務局 鳥越)

自立相談支援事業から家計改善支援事業の必要性を示すために、効果をわかりやすい形で提示できるよう、分析を行っていきたいと思います。また、つながったケースがあれば、関係課にフィードバックを行うことで滞納に関する所管課への関係づくりができるよう努めたいと考えています。

平成31年度より芦屋ハートフル福祉公社と社会福祉協議会の統合等がありますので、課題として挙げられていた相談窓口の距離等、工夫ができればと考えています。

(平野会長)

つなぎ元も成功体験を持つことで、モチベーションの向上に繋がり、さらに紹介件数が延びるという効果もありますので、フィードバックを行うことは非常に良いと思います。

続いて就労準備支援事業の報告をお願いします。

(三田谷治療教育院 和泉)

平成30年度就労準備支援事業実績報告（事前資料3）、平成30年度における就労準備支援事業の取組（事前資料4）について報告

(平野会長)

事前資料3の4ページ図表3-3について説明をお願いします。

(三田谷治療教育院 和泉)

就労準備支援事業の利用に至っていないものの、就労準備支援事業の担当者が支援に関わったケース19件の内訳を示しています。また、自立相談支援の面談に同席して、関わっているケースが7件あります。

(平野会長)

自立相談支援機関へ完全に引き継ぐケースと、就労準備支援事業の担当者も関わるケースの違いは何ですか。

(社会福祉協議会 三谷)

自立相談支援機関の相談員は、就労支援員の機能も持ち合わせていますので、一般就労を目指す人については、自立相談支援機関で担いますが、就労準備支援事業を利用する可能性がある人については、就労準備支援事業の担当者に面談の同席をお願いしています。

(平野会長)

議題に関連する資料として、当日資料9、大津市における就労準備支援事業の各ケースを時間軸に沿って支援経過を示している資料があります。

大津市においても、就労準備支援事業を利用する前に、様々な支援があり、就労に向けた活動の一つに、「ふわりサロン」という居場所の提供をしています。「ふわりサロン」は、サロンに行く練習からはじまり、就労体験につながっていく人が多いです。また、一般就労ができた後も不安に思うことがあればサロンに通い続けるという場所になっています。

就労準備支援事業は事業の利用につながる前の準備に時間や労力が必要な場合が多いのですが、就労準備支援事業の担当者につながらない対象者に対して、どこまで支援を行うのか、自立相談支援機関との役割分担について整理が必要だと感じましたので、全ケースに対して時系列で図式的に示された資料を作成していただきたいと思います。また、「ふわりサロン」のような、生活困窮者同士が相談し合うことのできるサロンの開発についても参考にしていただければと思います。

(協委員)

本市において、事前資料3の3ページに掲載されている、就労準備支援事業の利用に至らない人たちのどのように支援していくか考えることが必要だと思います。

大津市においても、就労準備支援事業の利用に至るまでに、支援者の様々な苦労があると思うのですが、そのことがわかる参考資料はありますか。

(平野会長)

参考となる資料はありませんが、就労準備支援事業の利用に至らない段階から、就労準備支援事業と同様の支援を行っていると思います。

本市では、事前資料3の4ページ図表3-3のうちの他制度につながった4件は、福祉的就労を含め、何かしら就労につながったという理解で良いのですか。

(三田谷治療教育院 和泉)

はい。障がい福祉サービスの利用による就労となっています。

(藤川委員)

当日資料9に、平成27年7月から平成28年7月まで就労準備支援事業を利用しているケースについて、就労準備支援事業終了後、定着支援継続という記載がありますが、それはどこが担っているのですか。

(平野会長)

自立相談支援事業で担っていたと思います。

本市においても、就労準備支援事業で支援しているケースや、事業利用に至らない人に対する支援について、支援の経過がわかるような、時間的に追っていく資料作り等を検討していただければと思います。

また、福祉的就労をした人は、障がい特性のある人であったという理解で良いですか。

(三田谷治療教育院 和泉)

はい。

(平野会長)

本来、障害福祉で支援する対象者が、生活困窮者自立支援事業の利用を経由して、障がい福祉サービスの利用につながったということですね。このような事例がわかりやすく整理されていると良いと思います。

ひきこもりの関係では、何かありますか。

(三田谷治療教育院 和泉)

若者相談センターアサガオの親の会からつながるケースがあります。今、訪問支援を行っているケースは、対象者がドア越しの会話しかできず、今後どのような支援を行っていけば良いのか模索しています。

(平野会長)

行政から評価として何かありますか。

(事務局 吉川)

今回、会長から大津市の資料をご提供いただき、本市において就労準備支援事業の実績が数字として見えづらいことを認識いたしました。ケースの分析の仕方等を検討し、実績をわかりやすくするとともに、課題について自立相談支援事業とも共有しながら、有効に事業利用につながるタイミングを図っていかねばならないと考えています。

(平野会長)

次の議題の説明をお願いします。

(事務局 吉川)

次の議題「②生活困窮者自立支援制度にかかる窓口対応・相談支援ガイドラインの改訂について」は、先程ご説明いたしましたので、「(2) 協議 地域発信型ネットワークに属する附属機関等が把握している課題」に移っていただければと思います。

(平野会長)

では、(2) 協議 地域発信型ネットワークに属する附属機関等が把握している課題についてお願いします。

(事務局 山川)

芦屋市地域発信型ネットワーク図(当日資料5)、平成30年度地域発信型ネットワークに属する附属機関等における協議内容及び課題等ヒアリングシート(当日資料6)、地域発信型ネットワークに属する附属機関等が把握している課題(当日資料7)について説明

(平野会長)

障がいのある人の65歳問題というのは、今回の制度改正で共生型サービスを行うことで、解決できることではありませんか。

(三芳委員)

共生型サービスは、国が示しているものですが、共生型サービスの指定を受けたいという事業所の手が挙がらないという現状があります。また、一方で対象者が、共生型サービスではなく、障害福祉サービスを利用したいと思っているのではないかと考えています。

(平野会長)

共生型サービスの指定を受けてもらえるよう事業所に働きかける必要があるのではないのでしょうか。共生型サービスは、障がいのある人が65歳になっても同じ施設を利用し続

けられるために作られた制度です。障害福祉サービス提供事業所にそのことを十分に説明して、行政として働きかけていかなければいけないと思います。

(三芳委員)

共生型サービスの指定に向けた働きかけを進めてもらいたいと思う一方、生活介護のサービス提供事業所が少なく、新たな利用者となる特別支援学校の卒業生等の受け入れも求められる中で、十分なサービス提供を行うための体制整備も必要であることから、ジレンマを感じています。

(平野会長)

そのような課題もあるんですね。わかりました。

終了の時刻となりましたので、本日の議事は終了したいと思います。

閉 会